

第1章

就学前教育プログラム

総 説



(1) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の必要性

保育所や幼稚園で行われている就学前の幼児期の教育（以下、就学前教育という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものです。こうした就学前教育においては、例えば、幼児に自主的且つ協調的な態度や創造的な思考力の基礎、道徳性の芽生えなどを培うことが重要です。

保育所や幼稚園では、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して体験を重ねられるよう環境を構成し、幼児一人一人に応じた総合的な教育を行っています。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習しています。

このように保育所や幼稚園と小学校とでは、子供の生活や教育方法が異なっており、これらに対応できない子供も見受けられます。こうしたことが、いわゆる「小1問題」といった小学校第1学年における児童の不適応状況の要因の一つになっているとも言われています。

しかし、本来、子供の発達や学びは連続しているものであり、保育所、幼稚園と小学校との連携の取組によって、就学前教育と小学校教育との円滑な接続が図られれば、こうした問題を解決することの一つの手だてになると考えます。

(2) 東京都公立小学校における第1学年の児童の学校生活への適応状況にかかる実態

東京都教育委員会は、児童に学力を身に付けさせる上での基盤を構築する小学校第1学年の時期の学校生活への適応状況を把握するために、平成21年7月に、校長（1313名）及び教諭（1313名）を対象にした実態調査を実施しました。

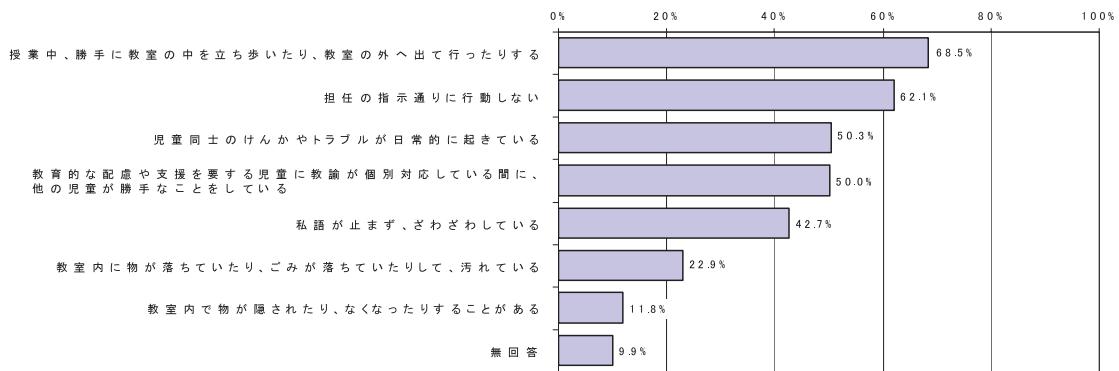
なお、本調査は、校長及び教諭が平成20年度に在籍していた小学校における状況について回答したもので、また、小学校第1学年の児童の不適応状況については、次のように定義をしました。

第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解決されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、授業中に勝手に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヶ月にわたって継続する状況のこと。

本調査の結果から、小学校第1学年の児童の適応状況について、次のようなことが分かりました。

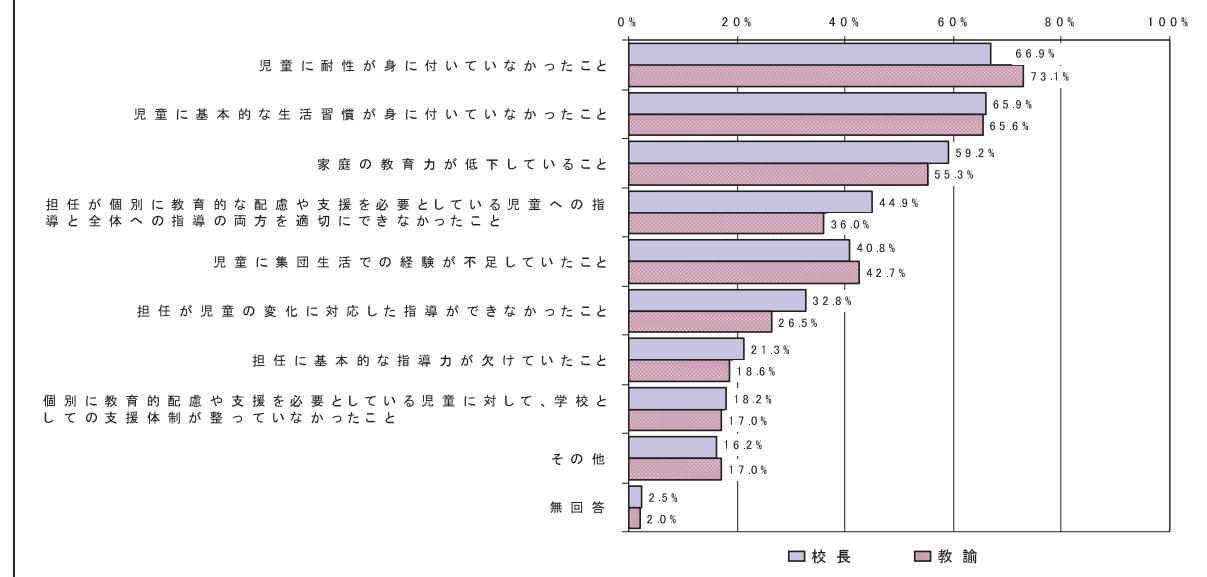
- 児童の不適応状況の発生経験の有無について、校長の回答から、およそ4人に1人の割合（23.9%）で経験していることが分かりました。
- 児童の不適応状況の態様（表1）について、校長の回答から、「授業中、勝手に教室の中を立ち歩いたり、教室の外へ出て行ったりする」「担任の指示通りに行動しない」などの不適応状況が多く発生していることが分かりました。

（表1）児童の不適応状況の態様（校長の回答）



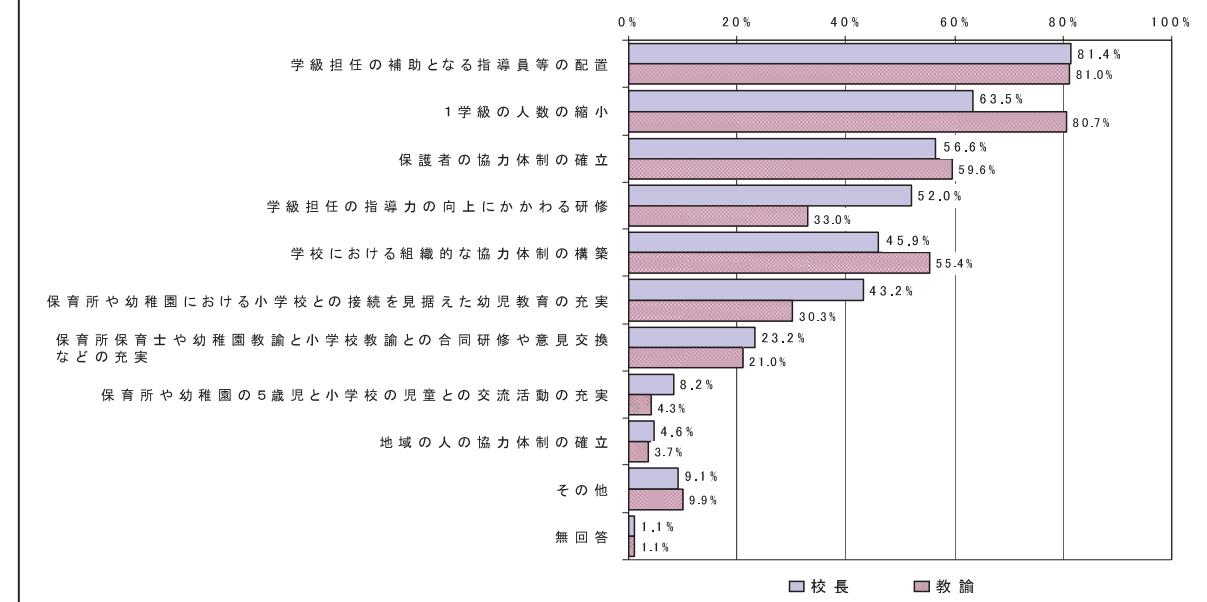
- 児童の不適応状況の発生の要因（表2）について、校長及び教諭の回答から、「児童に耐性が身に付いていなかったこと」や「児童に基本的な生活習慣が身に付いていなかったこと」「家庭の教育力が低下していること」などを挙げる割合が、高いということが分かりました。

（表2）児童の不適応状況の発生の要因（校長及び教諭の回答）



- 児童の不適応状況の発生の予防に効果的と思われる対応策（表3）について、校長の回答から、「保育所保育士や幼稚園教諭と小学校教諭との合同研修や意見交換などの充実」「保育所や幼稚園の5歳児と小学校の児童との交流活動の充実」などを挙げる割合が、低いということが分かりました。

（表3）児童の不適応状況の発生の予防に効果的と思われる対応策（校長及び教諭の回答）



これらの調査の結果から、小学校第1学年の児童の不適応状況を予防・解決するためには、幼児に基本的な生活習慣や耐性を身に付けさせる取組を家庭教育においてはもちろんのこと、保育所や幼稚園においても家庭との連携を図りながらより一層充実していくことが求められます。

また、保育所や幼稚園の幼児の小学校生活への適応を図るために、保育所、幼稚園と小学校との連携の取組をより効果的なものにしていくことが求められます。

(3) 保育所保育指針及び幼稚園教育要領、小学校学習指導要領における保育所、幼稚園と小学校との連携の内容

保育所、幼稚園と小学校との連携の在り方について、子供の発達や学びの連續性を図る観点から、平成20年3月に告示された保育所保育指針及び幼稚園教育要領において、次のような連携にかかる内容が新たに明記されました。

【保育所保育指針】

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

エ 小学校との連携

(ア) 子どもの生活や発達の連續性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

【幼稚園教育要領】

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

また、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領の総則において、保育所を含めて、次の下線のように改訂されました。

【小学校学習指導要領】

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

なお、総則の解説書では、「幼稚園や保育所、中学校との間で相互に幼児児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義」であると述べています。

このようなことを踏まえ、就学前教育と小学校教育との円滑な接続のために、保育所、幼稚園と小学校との連携の方策を具体化し、意図的・計画的に実施していくことが求められます。

2 就学前教育プログラムの基本的な考え方

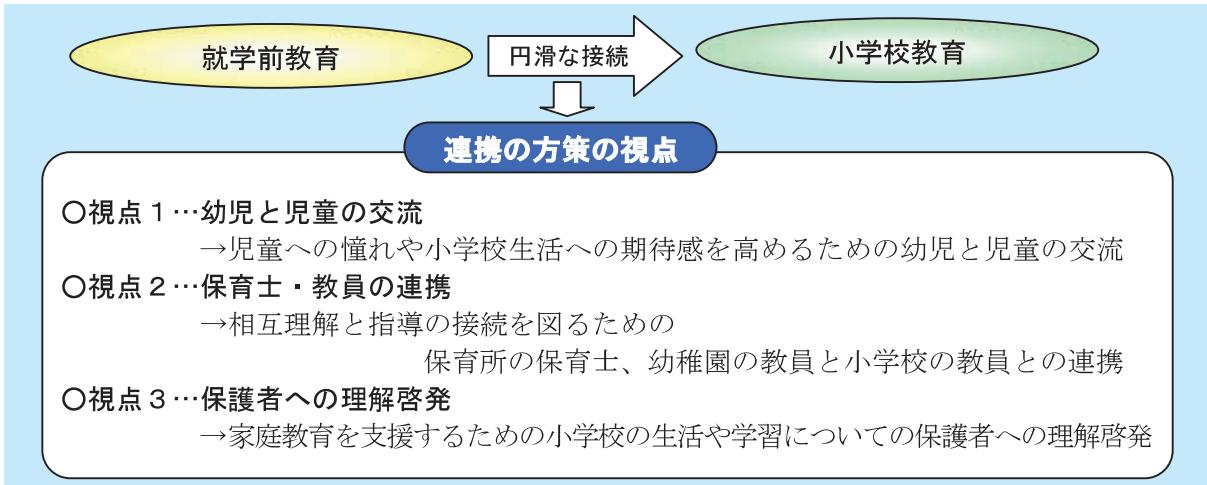
(1) 就学前教育プログラムの趣旨

本プログラムは、保育所や幼稚園の児童の小学校生活への適応を図ることを目指し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の方策を明らかにしたもので

本プログラムの開発に当たっては、保育所保育指針及び幼稚園教育要領、小学校学習指導要領に示された連携の内容を踏まえるとともに、家庭教育の充実を図る観点から、児童の保護者を対象に小学校の生活や学習について理解啓発を図るために連携の取組も重要であると考えました。

このような考え方に基づき、就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の方策の視点を次のように設定しました。

なお、本プログラムで言う児童とは、年長5歳児のことです。



○視点1…児童と児童の交流

→児童への憧れや小学校生活への期待感を高めるための児童と児童の交流

○視点2…保育士・教員の連携

→相互理解と指導の接続を図るための
保育所の保育士、幼稚園の教員と小学校の教員との連携

○視点3…保護者への理解啓発

→家庭教育を支援するための小学校の生活や学習についての保護者への理解啓発

(2) 就学前教育プログラムの内容

本プログラムは、「児童と児童の交流」「保育士・教員の連携」「保護者への理解啓発」といった連携の方策の視点に基づき、次のようにその内容の趣旨を明らかにして、連携の取組内容を具体化しました。

連携の方策の視点	内容の趣旨
児童と児童の交流	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の教育活動において児童と児童が交流することで、児童には児童への憧れや小学校生活への期待感を高めるようにし、児童には自分の成長への気付きや児童への思いやりの気持ちをはぐくむようにする。○ 児童の小学校生活への不安を解消し、児童への憧れや小学校生活への期待感を高めるようにするために、次のような過程で、児童と児童が交流する活動を年間にわたり構成する。 【興味・関心をもつ段階】… 小学校の教育活動において児童の活動の様子を見学することを通して、小学校の「ひと・もの・こと」に興味・関心をもつ。 【慣れ親しむ段階】… 小学校の教育活動において児童と一緒に活動し触れ合うことを通して、小学校の「ひと・もの・こと」に慣れ親しむ。 【期待感を高める段階】… 小学校の教育活動において児童と協同的な活動を行うことを通して、小学校生活への期待感を高める。

保育士・教員の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の保育士、幼稚園の教員、小学校の教員が、意見交換や合同研修、保育参観や授業参観などを行うことにより、子供の発達を長期的な視点でとらえるとともに、それぞれの教育内容や指導方法について相互理解を図ることで、幼児が小学校生活に適応できるよう指導の改善・充実に生かす。 ○ 「幼児と児童の交流」との関連を考慮し、「保育所、幼稚園、小学校の教育内容・方法の相互理解」から「保育所、幼稚園と小学校との指導の連携の充実」を目指して、保育所の保育士、幼稚園の教員と小学校の教員との連携を図る取組を年間にわたって構成する。
保護者への理解啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の保護者が、小学校の教育活動において幼児が児童と交流している様子を参観することや小学校の教員からの情報提供、保護者同士の情報交換や協議などによって、小学校の生活や学習について理解啓発を図る。 ○ 「幼児と児童の交流」との関連を考慮し、「小学校入学に向けた保護者の意識の高揚」から「小学校入学に向けた家庭教育の一層の充実」を目指して、保護者への理解啓発を図る取組を年間にわたって構成する。

(3) 就学前教育プログラムのモデルプランの特徴とその活用

本プログラムの第2章には、次の3つのモデルプランの「全体計画」と、それに示された取組内容ごとの「実施計画」を掲載しています。

【就学前教育プログラムのモデルプラン】

- ◆ モデルプラン①…「幼児と1年生の交流」を軸にした就学前教育プログラム
- ◆ モデルプラン②…「幼児と5年生の交流」を軸にした就学前教育プログラム
- ◆ モデルプラン③…「幼児と2・4・5年生の交流」を軸にした就学前教育プログラム

※ 本プログラムは、保育所や幼稚園の幼児の小学校生活への適応を図ることを目指しているため、「全体計画」においては、「幼児と児童の交流」を軸に据え、それとの関連で「保育士・教員の連携」及び「保護者への理解啓発」の取組内容を構成しました。

3つのモデルプランの特徴は、次のとおりです。

- ◆ モデルプラン①の「幼児と1年生の交流」では、幼児と児童は年齢が近く身近な仲間であるという意識から、それぞれの学びに生かす“互恵性”が生まれやすいといった特徴があります。
- ◆ モデルプラン②の「幼児と5年生の交流」では、あらかじめ幼児と5年生との関係をつくり出しておくことで、入学後も新1年生と最高学年との豊かな関係を継続していくことができるといった特徴があります。

幼児にとっては入学後にお世話になる上級生と親しくなる、5年生にとっては最高学年への自覚と責任を生み出すことができるといった利点が考えられます。

- ◆ モデルプラン③の「幼児と2・4・5年生の交流」では、幼児に多くの児童と出会うことの楽しみと喜びを感じさせ、小学校の様々な学年の児童に対しては、新1年生として入学して来る幼児が身近にいることを意識させることができるといった特徴があります。

本プログラムの活用に当たっては、各保育所、幼稚園、小学校が、3つのモデルプランの特徴を踏まえ、保育所、幼稚園と小学校との連携の方針、幼児や児童の実態等にあったプランを選択し、「全体計画」及び取組内容ごとの「実施計画」を参考に創意工夫を図りながら実践することが望まれます。